

令和7年度 市民の声一覧 (上半期公表)

受付月	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
4月	健康・医療・衛生	野犬について	野良犬4、5匹を見ました。周辺には学生も多く、夜は散歩されている住民もおられます。対策をお願いしたいです。	ご指摘の箇所については、以前から野犬に関する苦情や相談が多数寄せられており、住民の皆さまの不安な気持ちをお察しするとともに、地域の重要な問題として認識しております。 野犬対策には、確実な捕獲方法が確立されていないため苦慮しているところですが、中央小動物管理センターと協力して地域への捕獲器の設置や貸し出しを行っております。 野犬が増える原因としましては、集まりやすい環境が作られたり、無責任な餌やりも影響しており、特に、餌を与えることで野犬が定着しやすくなり、お腹がすいていないと捕獲器に入りにくくなります。 さらに、野犬も周辺の広い範囲で移動するため、今後も出没情報のある地域への周辺の巡回パトロールを実施し、状況を把握しながら適切な対応を行ってまいります。地域の皆様からの情報提供は大変重要ですので、何かお気づきの点がございましたら、ぜひご連絡いただければと思います。 引き続き、住民の皆さまが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいりますので、今後とも、本市の動物愛護管理行政へのご支援を賜りますようお願い申し上げます。	生活食品課
5月	健康・医療・衛生	鳩のフン害	はりまや橋公園の近くで、野生の鳩を飼育していると見受けられる方がいます。鳩が自由に出入りできる場所まで作っているようです。 鳩は鳥獣保護管理法で許可なく捕獲・飼育してはいけないことになっていると思います。公園には桜の木があり、おびただしい数の鳩が止まっていてフンが落ちてこないか通る度に恐怖です。	公園内には看板を設置し、鳩をはじめ、野鳥へのエサやり等に対し注意喚起を行っています。そのような行為が公園内で見られた場合は、みどり課にご一報いただきますよう、よろしく願いいたします。	みどり課
6月	健康・医療・衛生	鳩の餌やりに関するトラブルについて	私は、町内会の役員(会長)をさせてもらってます。 昨年から自宅敷地内で鳩に餌を与えている方がいて、鳩が20羽程集まるようになってきました。周辺には目立ったフン害や悪臭はまだないですが、「今後のことを考えやめてもらえないだろうか」と住民から相談が出てきている状況です。市役所からお話しいただけないでしょうか。	現在、鳩の給餌行為は法令等で禁止されているものではなく、高知市において、餌やり防止についての啓発を行う担当課も現時点ではないのが現状です。 鳩が集まることによって、高知市が管理する施設等への汚損等の被害が見られた場合は、施設管理者として施設管理担当課が対応することとしています。 今回のご要望につきましては、直ちにお答えすることはできませんが、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	広聴広報課
7月	健康・医療・衛生	幼児健診について	幼児健診の書類が送られてきましたが、仕事のシフトは締め切られているので郵送が遅すぎます。 健診日程が決まっていて、日時を指定するなら2ヶ月前には知らせてほしいです。平日の昼間は仕事をしている方が多いと思います。早く日程が分かれば、日時変更しなくて済むのに。わざわざ手間ですよね。書類には日曜日はいっぱいって書かれていますし、待つのも嫌なのに。もう少し早めのお知らせしてもらいたいです。	幼児健診についてご意見を賜り感謝申し上げます。本市の幼児健診は、お子様の生年月日で健診日を指定していることから、ご家庭の様々な都合により、やむを得ず日程変更をしていただく必要が生じ、ご迷惑をおかけする場合があります。幼児健診の受診票等につきましては、準備等の関係で健診日の約1か月前に発送しておりますが、健診日近くのご連絡となることから、事前周知のため、前年3月下旬頃に更新し、ホームページに掲載しております。 幼児健診は、お子様の成長発達を確認するための貴重な機会となる法定健診であり、適切な時期に受診していただく必要がありますので、健診日程表のホームページ掲載について周知を行うとともに、いただいたご意見も参考にしながら周知方法等について検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	母子保健課
9月	健康・医療・衛生	鳩の餌やり	初月小近辺の久万川で鳩のエサやりをする人がいます。市の所有地に立ち入り餌付けして近隣の住人からもクレームの張り紙が出ています。毎朝6時～6時半に餌やりをしています。条例違反になりませんか。	現在、鳩への給餌行為は法令等で禁止されておらず、高知市において餌やり防止についての啓発を行う担当課も現時点ではないのが現状です。 鳩が集まることによって、高知市が管理する道路や施設への汚損等の被害が見られた場合は、管理者として施設等の所管課が対応する事としています。 今回のご要望につきましては、直ちにお応えすることができませんが、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	道路管理課